

小牧市自殺対策計画策定支援業務委託プロポーザル審査委員会設置要綱

〔令和6年3月29日〕
〔5小保セ第2320号〕

(設置)

第1条 小牧市自殺対策計画策定支援業務委託プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）により当該業務について技術的に最適な者を特定するため、小牧市自殺対策計画策定支援業務委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 技術提案書の提出を求める者の選定に関すること。
- (2) 技術提案書の評価基準の設定に関すること。
- (3) 技術提案書を審査し、その結果を市長に報告すること。
- (4) その他プロポーザルの実施に関し必要な事項

(組織等)

第3条 委員会は、委員5人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 健康生きがい支え合い推進部次長
- (2) 福祉総務課長
- (3) 学校教育課長
- (4) 子育て世代包括支援センター所長
- (5) 市民安全課長

3 委員会には委員長を置き、健康生きがい支え合い推進部次長をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員は、第2条第3号に規定する審査の結果を市長に報告した後に解任されるものとする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、議事に関係のある者に対して出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
- 5 委員長が認める場合は、書面による審議をもって会議の開催に代えることができる。
- 6 第3項の規定は、前項の規定による書面による審議について準用する。この場合において、第3項中「出席した委員」とあるのは、「委員からの書面」と読み替えるものとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、保健センターにおいて処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年3月29日から施行する。
- 2 この要綱は、第4条に規定する委員の解任をもって、その効力を失う。